

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 2 件

北海道国民年金 事案 2272 (事案 1765 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月及び52年9月から53年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月
② 昭和52年9月から53年7月まで

前は、申立期間①について、私は、昭和47年8月に当時勤務していた会社を退職し、すぐにA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料1か月分を納めて同年9月21日に病院に就職した。申立期間②については、私は無職であったが、国民年金手帳に記載されているとおりに保険料納付を行ってきたと申し立てたが、当該期間の保険料は時効により納付できなかったこと等を理由として、年金記録の訂正は必要でない判断された。

再申立てに当たり、申立期間の国民年金保険料の納付に係る新たな事情は無いが、自分が保険料を納付していたことは確かなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和47年8月に国民年金への加入手続を行い、年金手帳に記載されている記録どおりに申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと述べているが、同手帳の記録は、国民年金の被保険者としての資格記録が記載されているものであり、保険料の納付を意味するものではないこと、ii) オンライン記録により、申立期間①及び②は、平成11年12月に国民年金の資格記録が訂正されたことにより新たに整理された未納期間であり、当該整理時点までは国民年金の未加入期間であったことが確認できること、iii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の被保険者状況調査等により、昭和60年4月頃に払い出されたものと推認でき、仮に当該払出時点において、申立期間の資格記録が整理されていたとしても国民年金保険料の納付について時効が完成していることから、申立期間は保険料の納

付ができない期間であること、iv) 申立人は、現在所持している年金手帳以外に手帳が交付されたことはなく、当該手帳を持参して申立期間の国民年金の再加入手続を行ったとしているが、同手帳の発行元はB市であり、申立人が、申立期間直後の昭和53年8月に、B市内の厚生年金保険適用事業所に勤務した際に発行されたものと推認できることから、申立人の主張は不自然であること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の決定に納得がいけないとして再申立てを行っているが、申立期間の国民年金保険料の納付に係る新たな資料等を提供することなく、申立期間の国民年金保険料を納付していたのは確かであると主張するのみである上、当委員会においてこれまで収集した資料及び供述内容を再度検討したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は無く、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から48年5月までの期間及び49年8月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から48年5月まで
② 昭和49年8月から53年3月まで

私は、昭和45年12月に仕事を辞めて、A町役場に行ったところ、国民年金保険料を払えないのなら免除申請ができるという話を聞いたので、同役場で免除申請をした。

また、昭和49年8月に仕事を辞めた後、B市役所で免除申請をした。

申立期間が国民年金の免除期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年12月に国民年金に再加入し、免除申請の手続をしたと述べているが、申立人が52年2月から住民登録したC市の被保険者名簿及び特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、39年9月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、53年4月1日に同資格を再取得するまで、国民年金に未加入であったことが確認でき、申立期間に係る免除申請手続ができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間において、国民年金の任意加入資格者であった期間が存在し、当該期間は免除申請ができない上、国民年金保険料の免除申請手続は毎年度行わなければならないところ、申立期間は8年度にわたっていることから、申立人は8回の免除申請を行う必要があるが、全ての免除記録が欠落するとは考え難い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料に係る免除申請手続を行ったことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年3月までの期間及び60年3月から平成元年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から56年3月まで
② 昭和60年3月から平成元年1月まで

私は、昭和52年5月頃、A町に転居した際、同町役場で説明を受けたことをきっかけに国民年金に加入した。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、いずれもA町役場から毎年送付されてくる納付書を使い、私の元妻が毎月集金により納付しており、集金担当者は、地区婦人部の役員であったと元妻から聞いている。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計で71か月と長期間であり、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻についても、オンライン記録等により、申立期間①及び申立期間②のうち元妻自身が被用者年金に加入するまでの昭和60年3月から61年2月までの保険料が未納となっていることが確認できる。

また、申立期間①について、申立人の元妻は、毎月集金により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人が申立期間当時居住していたA町の昭和55年度に係る国民年金保険料納付書（町控）の中に申立人及び申立人の元妻に係る納付書（控）は確認できない。

申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様に申立人の元妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金により一緒に納付していたとしているが、オンライン記録により、申立人の元妻に対し、昭和62年6月5日に保険料の過年度

納付書が作成されている記録が確認できるところ、当該過年度納付書は、申立期間②の一部であり申立人の妻の保険料が未納となっている60年4月から61年2月までの期間について作成されたものと推認できる上、元妻は当該期間直後の同年3月1日に国民年金被保険者資格を喪失しており、同年同月から国民年金保険料納付の必要が無かったことを踏まえれば、元妻が自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の申立期間②の保険料が、現年度で集金により納付されていたものとは考え難く、これらの事実と申立人の主張が一致しない。

また、申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年3月までの期間及び60年3月から61年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から56年3月まで
② 昭和60年3月から61年2月まで

昭和52年5月頃、A町に転居した際、同町役場で私の元夫が国民年金の手続を行い、保険料は私が納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、いずれもA町役場から毎年送付されてくる納付書を使い、私が毎月集金により納付しており、集金担当者は、地区婦人部の役員であったと記憶している。

結婚前は、ずっと親が国民年金保険料を納付してくれていたが、自分で納付するようになる時に、絶対に滞納しないで払うようにと言われていたので、納付しないことは考えられない。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているが、オンライン記録等により、申立人の元夫についても申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることが確認できる。

また、申立期間①について、申立人は、毎月集金により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人が申立期間当時居住していたA町の昭和55年度に係る国民年金保険料納付書（町控）の中に申立人及び申立人の元夫に係る納付書（控）は確認できない。

申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様に集金で国民年金保険料を納付していたとしているが、オンライン記録により、申立人に対し、昭和

62年6月5日に保険料の過年度納付書が作成されている記録が確認できるところ、当該納付書の作成日において保険料の過年度納付が可能な期間は、60年4月から61年2月までであり、当該過年度納付書は申立期間②について作成されたものと推認できることから、申立期間②の保険料が集金により現年度納付されていたものとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

申立期間当時、私は、A市からB市に転居しているが、学生だったので、国民年金の加入手続及び保険料の納付については母が行ってくれた。その母は、当時の記憶として、「B市から委託された保険料の集金人が2か月ごとに集金に来ていたので、保険料を2か月分まとめて納付していたことを覚えている。」と言っており、申立期間が保険料の未納期間と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母親は、「加入手続は、A市役所で行った。」としているが、申立人の国民年金手帳記号番号*は、B市を管轄する社会保険事務所(当時)から払い出された番号であり、同市の国民年金被保険者名簿により、平成3年4月1日に国民年金被保険者資格を取得する新規加入の届出が、同年5月16日に処理されていることが確認できることから、申立期間に係る国民年金の加入手続は、同市において行われたものと認められる。

また、申立人の母親は、「B市に住んでいた時に、市の集金人が来て、2か月分の国民年金保険料をまとめて納付していた。」と述べているところ、B市は、「国民年金協力員が集金を行う場合、当月分の領収書を持参し、当月1か月分の保険料のみを集金しており、不在のため集金できない場合、当月分の保険料については納付書が加入者に送付された。」と回答しており、同市の保険料徴収方法と申立人の母親の主張が一致せず、申立人の母親からは、保険料を集金人に納付していたということ以外、保険料の納付に関する具体的な説明が得られない。

さらに、B市は、「国民年金加入者の納付記録が確認できる国民年金保険料収納一覧表は、加入者が国民年金保険料を現年度納付した月がある場合、加入者の名前と国民年金手帳記号番号及び納付月が必ず記録される。」と回答しているところ、平成4年5月30日に作成された同一覧表では、申立人の名前及び同手帳記号番号が確認できない上、オンライン記録により、申立人に対し、申立期間を対象としたと認められる過年度未納保険料の納付書が、5年9月8日に発行されていることが確認できることから、申立期間当時、国民年金保険料が納付されていたものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2277

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月から同年9月まで

平成10年6月末日まで勤務していた銀行を退職後、国民年金保険料を納付していなかったため、社会保険事務所（当時）から再三の納付遅延の督促状が届いたことから、同事務所の窓口で相談に行き、分割で納付書を発行してもらい、金融機関で納付して、最終的に完納した。

その後、督促状が届くことはなかったため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所から再三の督促状が届いたことから、同事務所に相談に行き、分割で納付できるような納付書を発行してもらい国民年金保険料を納付したとしているところ、平成12年3月から13年5月までの保険料について、それぞれの月の保険料が時効により納付できなくなる直前の14年3月から15年5月までの間、毎月分割で納付されていることがオンライン記録により確認でき、申立人の説明する納付方法と一致することから、申立人が分割納付したと主張する保険料は、12年3月から13年5月までの保険料であったものと推認できる。

一方、申立期間の国民年金保険料は、申立期間の全てについて、2年を経過した平成12年11月の時点で保険料納付の時効が完成しており、申立人が上記の保険料の分割納付を開始した時点では、既に時効により納付書も作成されず、保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間当時居住していたA市の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料は未納とされており、オンライン記録と一致しているほか、申立期間は基礎年金番号制度が導入された平成

9年1月以降の期間であり、この頃には既に納付書の作成や国民年金保険料の収納について機械的なデータチェック及び事務処理が行われており、記録漏れ、記録誤りが起こることは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月から 62 年 7 月まで
② 昭和 63 年 1 月から同年 9 月まで
③ 平成元年 4 月から同年 9 月まで
④ 平成元年 12 月から 4 年 12 月まで
⑤ 平成 6 年 4 月から同年 9 月まで
⑥ 平成 8 年 4 月から 9 年 9 月まで
⑦ 平成 12 年 4 月から同年 9 月まで
⑧ 平成 14 年 4 月
⑨ 平成 15 年 1 月から同年 8 月まで

昭和 60 年 3 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで A 社に勤務していたが、年金記録によると、申立期間の標準報酬月額が給与支払明細書、所得証明書及び新賃金通知書等で確認できる報酬月額（給与支給総額）よりも低額となっているので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

給与支払明細書がある期間について、i) 申立期間②のうち昭和 63 年 1 月、申立期間④のうち平成 2 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 5 月及び 4 年 8 月から同年 12 月までの期間、申立期間⑥のうち平成 8 年 4 月から 9 年 3 月ま

での期間については、給与支払明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していること、ii) 申立期間①のうち昭和60年3月から同年8月までの期間、同年10月から62年4月までの期間及び同年6月、申立期間②のうち63年4月から同年9月までの期間、申立期間③、申立期間④のうち平成2年6月から同年10月までの期間、同年12月から4年3月までの期間及び同年5月から同年7月までの期間、申立期間⑤、申立期間⑥のうち9年4月から同年9月までの期間、申立期間⑦、⑧及び⑨については、給与支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であるものの、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、被保険者名簿及びオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致、又は低額であること、iii) 申立期間④のうち平成元年12月については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であるものの、同明細書で確認できる報酬月額はオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

一方、給与支払明細書は無いものの、平成2年度所得証明書及び4年3月21日付けの新賃金通知書により報酬月額が確認できる申立期間④のうち2年4月、同年11月及び4年4月について、i) 2年4月は、報酬月額及び前後の月の給与支払明細書から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していること、ii) 同年11月及び4年4月は、報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であるものの、前後の月の給与支払明細書から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致している。

また、給与支払明細書等の無い期間（申立期間①のうち昭和60年9月、62年5月及び同年7月、申立期間②のうち63年2月及び同年3月）については、事業主に照会したところ、申立てを確認できる関連資料を保有しておらず、申立人が主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できないほか、申立人の被保険者名簿及びオンライン記録を確認したものの、記載内容の不備及び標準報酬月額の遡及訂正等が行われた形跡が無く、不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4389 (事案 131 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで

A社B支店で勤務した期間のうち、昭和 33 年 9 月から 36 年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、当該事業所退職時の失業保険被保険者離職票を提出するので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

新たな資料はないが、前回提出した失業保険被保険者離職票によると、雇用保険の被保険者資格取得日は昭和 33 年 11 月 1 日となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出のあった失業保険被保険者離職票により、申立人が昭和 33 年 11 月 1 日から A社B支店に勤務していたことは認められるものの、i) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はないこと、ii) 事業主は、申立人に係る勤務実態等について、確認できる資料が無いため不明であると回答していること、iii) 申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたとする同僚のうち、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる者について、同保険の被保険者資格取得日が申立人と同じく昭和 36 年 5 月 1 日となっている者が複数確認できる上、申立人は、「当初は試用期間のようなものがあつたと記憶している。」と供述していることから、事業主は、一部の従業員については入社時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったものと考えられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平

成20年7月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「入社当初は臨時社員であったが、雇用保険被保険者資格を取得した昭和33年11月1日に正社員となり、厚生年金保険に加入したと思うので、再度調査してほしい。」と主張しているものの、事業主から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人の当該事業所における同被保険者資格取得日は昭和36年5月1日と記載されており、この記録は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録と一致している。

また、当該事業所に係る被保険者原票により、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、雇用保険被保険者資格取得日が確認できた9人は、いずれも、厚生年金保険被保険者資格取得日の1年8か月前から3年7か月前に雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のうち、生存及び所在が確認できた5人、及び当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚22人の計27人に照会し、21人から回答を得られたところ、このうち申立人と同職種として勤務したとする9人は、自身が記憶する入社時期の5か月後から7年1か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、複数の同僚は、「厚生年金保険に加入する前は、給与から同保険料を控除されていなかった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。